

市政のお知らせ information

家族介護慰労金のお知らせ

☎高齢福祉課 (☎内線2476)

対象者／以下の条件を全て満たす方

- ・市内に居住している
- ・住民税非課税世帯である
- ・要介護4・5またはそれに相当する同居の要介護者を自宅で常時介護している
- ・要介護者が平成29年8月1日から平成30年7月31日までの間、介護保険のサービスを利用していない(通算7日間のショートステイは除く)

慰労金額／10万円

受付期間／8月1日(水)～31日(金)

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

市政のお知らせ information

平地林や里山林の整備事業の要望を受け付けします

☎農林水産課 (☎内線2711)

市は、森林、湖沼、河川の環境保全に資する施策の推進を図るため導入された、茨城県の森林湖沼環境税を活用して、手入れの行き届かない平地林や里山林を整備する「身近なみどり整備推進事業」を実施しています。

内容／森林(竹林を含む)の下刈、除間伐、枝打ちなどの整備。事業面積はおおむね0.3ha以上の森林。面積に応じて事業費の上限があります。

要望受付期間／7月17日(火)から8月3日(金)

※実施に際しては、10年間の転用禁止、整備後10年間の維持管理、保全などの遵守が条件となります。

申込方法／あらかじめ電話の上、直接

※事業の実施は要望の状況、予算などから勘案して決定します。詳しくはお問い合わせください。

平成29年度実績

実施場所／手野町、菅谷町、常名、藤沢、下坂田

総面積／2.45ha

整備内容／

- ・篠、灌木、草木類の刈り取り
- ・枯れ木の除伐
- ・竹林整備
- ・保全標識の設置など

市政のお知らせ information

第2回土浦市補助金等検討委員会

☎財政課 (☎内線2451)

日時／7月18日(水) 午後2時から
(受け付けは午後1時30分から)

場所／本庁舎3階 庁議室

内容／補助金等の審査の進め方、審査案件の選別についてなど

傍聴者定員／10人(先着順)

市政のお知らせ information

市民くらしの便利帳を発行します

☎広報広聴課 (☎内線2396)

平成30年度版市民くらしの便利帳を、サイネックスと協働で7月上旬から末までに、順次各ご家庭のポストへ配布します。7月末日までに配布されなかった場合はご連絡ください。

連絡先／サイネックスつくば支店 (☎858-0570)



▲平成30年度版 市民くらしの便利帳

市政のお知らせ information

生ごみ処理容器などの購入費を補助します

☎環境衛生課 (☎内線2474)

補助台数／

- ①電気式…1世帯1基、
- ②コンポスト・EMぼかし容器…1世帯2基まで

補助金額上限／①2万円、②1基当たり4千円

補助対象／平成30年度中の購入費

※過去5年以内に補助または配布を受けた世帯の方は、補助の対象外となります。

申込方法／事前に連絡のうえ、領収証(原本)、印鑑、振込先の分かるものを持参して直接

※領収証は、日付・宛名・金額・機種名・基数・販売店名が記載されているものに限りです。

申込期限／平成31年3月29日(金)

※補助金交付額が予算額に達した時点で、申込受付を締め切ります。

市政のお知らせ information

土浦市在宅介護支援センターを活用ください

☎高齢福祉課(☎内線2500)

高齢者のくらしを支援する地域の身近な相談窓口として、中学校区ごとに在宅介護支援センターを設置しています。相談は、電話や面談、自宅訪問などご都合に合わせて、福祉の専門職が対応します。

開設時間/午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

相談事例/・今は元気だけど、一人暮らしで先々を考えると不安

・これからも元気であるためにはどうしたらいいのか

・買い物に行くのが大変になってきたけれど、どんなサービスが使えるのか など

〈各地区の在宅介護支援センター〉

中学校地区	名称	住所	電話番号
一 中	滝の園*1	穴塚1935	821-3332
	協同病院*2	おおつ野四丁目1-1	846-3743
二 中	静霞園	東若松町3379	822-5009
三 中	もりの家	北荒川沖町8-1	841-6055
四 中	飛羽ノ園	小松三丁目18-18	826-3822
五 中	神立病院*3	神立中央五丁目4-14	833-1025
六 中	やすらぎの園	小岩田西二丁目1-49	835-3135
都和中	はなのえん	粟野町1852-1	830-0511
新 治	憩いの里	高岡2315	829-3033

*1 滝の園担当地区/大町、大手町、文京町、立田町、千束町、生田町、田中町、田中一～三丁目、虫掛、穴塚、矢作、飯田、佐野子、粕毛、桜町一・二・四丁目

*2 協同病院担当地区/中央一・二丁目、東崎町、城北町、川口一・二丁目、大和町、桜町三丁目、有明町、港町一～三丁目、蓮河原町、蓮河原新町、滝田一・二丁目、湖北一・二丁目

*3 五中地区を担当していた「さくら」は、平成30年7月1日より住所および名称が変更となりました。

市政のお知らせ information

土浦市大規模盛土造成地マップを作成しました



☎建築指導課(☎内線2334)

国では、阪神・淡路大震災、東日本大震災などで、大規模に盛土した箇所での災害が多く発生したことを受け、このような災害を未然に防止・軽減するためのガイドラインを策定しました。

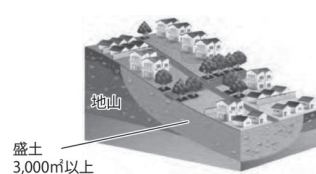
市では、国のガイドラインに基づき、住宅地の中で一定規模以上の盛土で造成された区域の位置や種類の調査を行い、抽出箇所についてマップを作成しました。大規模盛土造成地の位置などを知っていただくことにより、皆さんとともに災害の防止や被害の軽減に役立てていただくことを目的としています。

調査方法・マップについてはホームページに掲載しています。

大規模盛土造成地とは…

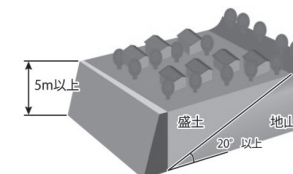
谷や沢を盛土した「谷埋め型」、傾斜地を盛土した「腹付け型」の二種類があります。そのうち、次のいずれかの要件を満たすものとしています。

「谷埋め方」



谷や沢を埋めた、面積が3000㎡以上の盛土

「腹付け型」



傾斜地に盛土した、造成前の地盤の傾斜が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の盛土